

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第55号 公印の新調及び廃止……………(会計室) …2
- 告示第56号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …2
- 告示第57号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …2
- 告示第58号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …2
- 告示第59号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …2
- 告示第60号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …3
- 告示第61号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …3
- 告示第62号 市道路線の認定……………(建設総務課) …3
- 告示第63号 市道路線の区域の決定……………(建設総務課) …3
- 告示第64号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …3
- 告示第65号 市道路線の廃止……………(建設総務課) …3

### 公 告

- 公告第24号 物品（軽ダンプ車）の売払いに係る一般競争入札  
 ………………(まち美化推進課) …3
- 公告第25号 世界の恒久平和を祈願する「平和の鐘－祈り－」  
 の吹鳴……………(総務課) …5

### 教 育 委 員 会

- 告示第6号 教育委員会の招集……………5

### 監 査 委 員

- 公表第12号 定期監査の結果の報告……………5
- 公表第13号 財政援助団体等監査の結果の報告……………6
- 公表第14号 財政援助団体等監査の結果に基づく措置の通知  
 ………………6

**告 示**

**宇治市告示第55号**


公印の新調及び廃止について

次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第8条第3項の規定により、告示します。


令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

新調

公印の名称	使用区分	使用開始年月日	印影
宇治市会計管理者印	公金領収専用	令和5年5月25日	

廃止

公印の名称	使用区分	使用廃止年月日	印影
宇治市会計管理者印	公金領収専用	令和5年5月24日	

**宇治市告示第56号**

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年6月9日から14日間

令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
六地藏30号線	六地藏奈良町67番地の12（右） 京都市伏見区石田桜木16番地の1	前	6.0 ～12.3	85.2	起点地番「六地藏奈良町67番地の12（右）」を「六地藏奈良町67番地の30（右）」に改正。
	六地藏奈良町67番地の30（右） 京都市伏見区石田桜木16番地の1	後	10.2 ～30.0	76.0	

**宇治市告示第57号**

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年6月9日から14日間

令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
六地藏30号線	六地藏奈良町67番地の30（右） 京都市伏見区石田桜木16番地の1	令和5年6月9日

**宇治市告示第58号**

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年6月9日から14日間

令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
宇治110号線	天神台三丁目1番地の7 天神台三丁目1番地の7	前	6.5 ～6.7	4.5	
	天神台三丁目1番地の7 天神台三丁目1番地の7	後	6.7 ～6.8	4.5	
宇治132号線	宇治蛇塚78番地の60 南陵町三丁目1番地の62（右）	前	1.0 ～1.3	30.5	
	宇治蛇塚78番地の60 南陵町三丁目1番地の62（右）	後	1.5	30.5	
神明17号線	神明石塚33番地の42 神明石塚29番地の26	前	1.0 ～3.9	38.7	
	神明石塚33番地の42 神明石塚29番地の26	後	1.8 ～3.9	38.7	

**宇治市告示第59号**

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年6月9日から14日間

令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
宇治110号線	天神台三丁目1番地の7 天神台三丁目1番地の7	令和5年6月9日
宇治132号線	宇治蛇塚78番地の60 南陵町三丁目1番地の62（右）	令和5年6月9日
神明17号線	神明石塚33番地の42 神明石塚29番地の26	令和5年6月9日

**宇治市告示第60号**

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年6月9日から14日間  
令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
神明10号線	神明石塚18番地の10	前	4.1	26.2	
	神明石塚18番地の16		~6.5		
	神明石塚18番地の10	後	6.0	26.2	
	神明石塚18番地の16		~6.5		
槇島町107号線	槇島町五才田22番地の4	前	5.6	17.0	
	槇島町五才田22番地の4		~5.7		
	槇島町五才田22番地の4	後	7.0	17.0	
	槇島町五才田22番地の4		~7.4		

**宇治市告示第61号**

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年6月9日から14日間  
令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
神明10号線	神明石塚18番地の10 神明石塚18番地の16	令和5年6月9日
槇島町107号線	槇島町五才田22番地の4 槇島町五才田22番地の4	令和5年6月9日

**宇治市告示第62号**

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年6月9日から14日間  
令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地
宇治401号線	宇治蛇塚78番地の47 宇治蛇塚78番地の53	
伊勢田町226号線	伊勢田町若林13番地の5 伊勢田町若林13番地の14	

**宇治市告示第63号**

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年6月9日から14日間  
令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
宇治401号線	宇治蛇塚78番地の47 宇治蛇塚78番地の53	6.0 ~12.0	94.0	
伊勢田町226号線	伊勢田町若林13番地の5 伊勢田町若林13番地の14	6.0 ~12.0	70.3	

**宇治市告示第64号**

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年6月9日から14日間  
令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
宇治401号線	宇治蛇塚78番地の47 宇治蛇塚78番地の53	令和5年6月9日
伊勢田町226号線	伊勢田町若林13番地の5 伊勢田町若林13番地の14	令和5年6月9日

**宇治市告示第65号**

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年6月9日から14日間  
令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地	備考
宇治132号線	小倉町奥畑47番地の6先 南陵町二丁目2番地の7		一部廃止



**宇治市公告第24号**

物品（軽ダンプ車）の売払いに係る一般競争入札について  
物品（軽ダンプ車）の売払いについて、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年5月25日

宇治市長 松村 淳子

## 1 入札により売り払う物品

物品名	物品詳細	
軽ダンプ車	車名	三菱
	自動車の種別	軽自動車
	乗車定員	2人
	車台番号	U61T-1500847
	型式	GBD-U61T
	自動車登録番号	京都480 さ 3673
	原動機の型式	3G83
	総排気量	0.65リットル
	トランスミッション	オートマチック
	初度登録年月	平成22年3月
	車検証有効期限	令和6年3月15日
	走行距離	91,294km
	車両重量	910kg
	車両寸法	L=339cm W=147cm H=198cm
	燃料の種類	ガソリン
	車両の色	白
	リサイクル料金	7,200円
最大積載量	350kg	
備考	平成12年騒音規制車	

※ 走行距離は令和5年5月10日（水）時点のものであり、使用中の車両であるため増加する。

※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

※ Lは長さとし、Wは幅とし、Hは高さとする。

## 2 入札方法

(1) 本公告に係る物品の売払いは、K S Iインターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。

(2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。

URL <https://www.pages.kankocho.jp/guide>

## 3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガ

イドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び順守することができること。

(6) その他ガイドラインに定めるところによる。

## 4 入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

## 5 物品の確認

(1) 確認の受付

令和5年5月25日（木）から同年6月6日（火）まで（各日午前9時から午後5時まで。土曜日及び日曜日を除く。）に(4)の担当課へ電話にて予約すること。

(2) 確認日

令和5年6月7日（水）

(3) 場所

京都府宇治市宇治琵琶33番地

(4) 担当課

宇治市人権環境部まち美化推進課

電話番号 0774-21-0412

(5) その他

試乗はできない。

## 6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、1(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

## 7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
軽ダンプ車	71,000円（リサイクル料金を含む。）

## 8 入札期間等

(1) 入札期間

令和5年6月27日（火） 午後1時から

令和5年7月4日（火） 午後1時まで

(2) 開札日時

令和5年7月4日（火） 午後1時

(3) 場所

官公庁オークション上

## 9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

## 10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選をいう。）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

## 11 契約

(1) 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

(2) 契約締結期限

令和5年7月14日（金） 午後5時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場

合は、売払いの決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結の方法

契約書（2通）に、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて(2)の契約締結期限までに問合せ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

1 2 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和5年7月18日（火） 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

1 3 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

1 4 その他

(1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

(2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。

(3) 1から14までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から14までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合があります。

問合せ先 宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-21-0412

(揭示済)

宇治市公告第25号

世界の恒久平和を祈願する「平和の鐘一祈り」の吹鳴について

原爆被災者及び戦争犠牲者の冥福を祈り、世界の恒久平和を祈願する黙とうを捧げるため、次のとおり「平和の鐘一祈り」を吹鳴します。

令和5年6月9日

宇治市長 松村 淳子

1 吹鳴日時

6月23日 正午 沖縄慰霊の日

8月6日 正午 広島被爆の日

8月9日 午前11時2分 長崎被爆の時

8月15日 正午 終戦の日

2 吹鳴要領

平和の鐘一祈りのスイングベル及びカリヨンを吹鳴する。

教育委員会

宇治市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和5年5月29日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和5年5月30日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所501会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 会期について

3 報告

4 専決事項の報告について

5 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について

6 令和5年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見

聴取について

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年5月23日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

教育委員会の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

生涯学習センター使用料収入状況（生涯学習センター）

報償費支出状況（公民館、生涯学習センター）

委託料支出状況（生涯学習課、公民館、学校改革推進課、生涯学習センター）

工事請負費支出状況（生涯学習課）

補助金支出状況（生涯学習課）

備品管理状況（生涯学習課、公民館、生涯学習センター）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、生涯学習課、公民館、学校改革推進課、生涯学習センターにおける事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和4年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年2月1日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年3月22日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果



監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

## 記

## 1 生涯学習課

- 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。
- 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。
- 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

## 2 公民館

- 報償費支出状況について  
適正に処理されていた。
- 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

## 3 学校改革推進課

- 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

## 4 生涯学習センター

- 生涯学習センター使用料収入状況について  
適正に処理されていた。
- 報償費支出状況について  
適正に処理されていた。
- 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

(揭示済)

## 宇治市監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年5月23日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

公益財団法人宇治市野外活動センター(以下、「宇治市野外活動センター」という。)が指定管理者を務める宇治市総合野外活動センターの管理運営に関する事務及び指定管理料の会計処理に関する事務について、監査を実施した。

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、次の点に着眼し実施した。

- 施設は関係法令、協定等に基づき適正に管理運営が行われているか
- 指定管理料の会計処理等は適正に行われているか
- 指定管理者の指定は関係法令等に基づき適正に行われているか
- 指定管理料は適正に算定されているか
- 指定管理者に対する適切な指導が行われているか

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育委員会生涯学習課、宇治市野外活動センターにおける公の施設の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和3年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和5年2月1日から28日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室に

おいて予備調査を実施するとともに、令和5年3月22日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 指定管理者の概要

## 1 目的及び設立

「宇治市総合野外活動センターの運営を行うとともに、野外活動に関する事業を通じて、青少年の豊かな感性と責任感を育み、人々の学ぶ喜びを増進し、人と人との連帯感を高めることにより、生涯学習の推進を図り、もって新しい文化と活力ある地域社会の創造に寄与すること」を目的として設立された。

設立 平成11年3月24日

## 2 事業

その目的を達成するために、定款に基づき、次の事業を実施している。

- 野外活動の奨励及び援助
- 野外活動に関する事業の企画及び実施
- 野外活動に関する調査及び研究
- 宇治市総合野外活動センターの運営
- その他目的を達成するために必要と認められる事業

## 3 組織

- ・評議員 5名
- ・役員 理事6名(うち代表理事1名、業務執行理事1名)、監事2名
- ・事務局 事務局長、事務局次長、職員2名、嘱託7名、管理嘱託4名、臨時職員7名

## 4 所在地

宇治市西笠取辻出川西1番地

## 第7 監査対象施設の概要

## (1) 施設

- ア 所在地 宇治市西笠取辻出川西1番地ほか  
イ 開所 平成11年6月4日  
ウ 敷地面積 108,964.81㎡  
エ 建築面積 6,084.74㎡  
オ 延床面積 6,844.98㎡  
カ 施設概要

管理棟 1階 食堂、売店、図書・展示コーナー、メインホール、  
医務室、事務室  
2階 研修室、浴室、リネン室、宿泊室  
3階 天体観察室

宿泊棟 宿泊室、身障者浴室、ミーティングルーム、洗面所

屋内運動場、工作棟、山の家、キャンプ施設、炊事棟、  
森のテントサイト、フリーテントサイト、キャンプファイア場、  
多目的広場、冒険とりで(フィールドアスレチック施設)、  
グラウンド・ゴルフ場、レストハウス、東屋、川の広場、観察の森、  
散策路、展望台、オリエンテーリングコース、駐車場

## (2) 業務

- ア 野外活動に係る調査及び研究に関する業務  
イ 野外活動の奨励及び野外活動に対する援助に関する業務  
ウ 施設の使用許可に関する業務  
エ 管理施設、付属設備等の維持管理に関する業務  
オ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- 指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
  - 指定管理者選定方法 非公募
  - 利用実績 令和3年度 45,901人(令和2年度 62,133人)

## 第8 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、生涯学習課の指導のもと改善されたい。生涯学習課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

## 記

## 1 生涯学習課・宇治市野外活動センター

- 指定の手続について  
適正に処理されていた。
- 施設の管理状況について  
委託業務等の履行確認及び請書の徴取について、会計処理規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

(揭示済)

## 宇治市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同

項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年5月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

- 1 監査の結果を公表した日  
令和5年5月23日（宇治市監査委員公表第13号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 教育委員会 生涯学習課

公益財団法人宇治市野外活動センター

監査期間 令和5年2月1日～令和5年3月22日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 施設の管理状況について 委託業務等の履行確認及び請書の徴取について、会計処理規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	法人に対し、委託業務の履行確認及び会計処理規則に基づく請書の徴取の徹底を指導いたしました。 所管課として、適正な処理が行われるよう、引き続き指導してまいります。

（揭示済）

